

生活大国部会報告

生活大国部会報告

目 次

I. 「生活大国」への変革のための基本的方向	95
1. 「生活大国」とは	95
2. 「生活大国」への変革のための視点と国民生活の目標	95
II. 生活大国実現のための具体的施策	97
A ゆとりと生きがいのある生活の実現	
1. 労働時間の短縮	97
(1) 施策の基本方向	97
(2) 具体的施策	97
① 制度的枠組みの整備	97
② 環境条件の整備	98
2. 自由時間のための環境整備	98
(1) 施策の基本方向	98
(2) 豊かな学習・文化環境の形成	99
① 生涯にわたる学習の環境づくり	99
② 芸術文化の環境整備	99
(3) 余暇環境の整備	100
3. 誰もが社会参加できる環境の整備	100
(1) 施策の基本方向	100
(2) 女性が能力を発揮しやすい環境の整備	100
(3) 高齢者の社会参加の促進	101
① 高齢者の就業機会・環境の整備	101
② 社会参加のための基盤づくり	102
(4) 障害者の社会参加の促進	102
(5) 外国人にも住みやすい環境の整備	103

B 安全で安心できる生活の確保

1. 生活の安全の確保	103
(1) 施策の基本方向	103
(2) 身近な生活における安全の確保	104
(3) 国民生活の基盤となる安全の確保	104
2. 安心して暮らせる生活	105
(1) 施策の基本方向	105
① 社会保障の基本的考え方	105
② 給付と負担の展望及び国民の合意形成	105
(2) 不安のない老後生活の確立	106
① 高齢者の保健福祉施策の推進	106
② 高齢者の住宅対策の推進	107
③ 年金制度の改革	108
(3) 健康な生活と医療の確保	108
① 健康づくり	108
② 保健医療サービスの提供	109
③ 医療保険制度の長期的安定	109

C 新しいライフスタイルの実現

1. 家庭・地域社会における生活の充実	110
(1) 施策の基本方向	110
(2) 家庭生活と地域社会での生活の充実	110
① 家庭生活の充実	110
② コミュニティ活動・ボランティア活動の充実	110
(3) 企業と個人生活の関係の見直し	111
2. 環境と調和した簡素なライフスタイルの実現	112
(1) 施策の基本方向	112
(2) 省資源・省エネルギーの推進	112

- ① 教育・啓発活動の充実112
- ② 生産者等による条件整備112
- (3) 廃棄物の排出抑制と資源リサイクルの促進113
 - ① 分別収集の拡充と再生資源の利用113
 - ② 廃棄物処理の有料化等の促進113
- 3. 充実した消費生活の基盤の確立114**
 - (1) 施策の基本方向114
 - (2) 物価の安定と物価構造の是正114
 - ① 物価安定のための施策114
 - ② 物価構造の是正114
 - ③ 内外価格差の是正に資する規制緩和の推進115
 - (3) 消費者安全の確保と消費のサービス化への対応115
 - ① 消費者保護施策の基本的考え方115
 - ② 消費者安全の確保115
 - ③ 消費のサービス化への対応116
 - ④ 消費者教育の推進116
 - (4) 利用者の立場に立った公的サービスの見直し116
 - (5) 生活者の視点に立った市場ルールの確立117
 - ① 施策の基本的考え方117
 - ② 規制緩和の推進117
 - ③ 競争条件の整備118

D 美しく質の高い生活空間の形成

- 1. 住生活の充実118**
 - (1) 施策の基本方向118
 - (2) 土地対策の推進119
 - ① 適正な地価の形成119
 - ② 適正な土地利用の推進121
 - (3) 良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成121
 - ① 居住水準の向上のための施策の充実121

② 既存ストックの有効活用	122
③ ゆとりある多様な住生活の実現	122
2. 快適な生活圏域の形成	123
(1) 施策の基本方向	123
(2) 快適な生活環境の形成	123
① 基礎的な生活環境の整備	123
② 良好な生活空間の確保	123
③ 美しい社会資本の整備や景観の形成	124
(3) 大都市圏における対応	124
(4) 地方圏における対応	125
参考資料	126

I. 「生活大国」への変革のための基本的方向

1. 「生活大国」とは

我が国は、戦後の飛躍的な経済発展により「経済大国」と呼ばれるようになり、国民の生活も物質的には豊かになった。しかし、「経済大国」と呼ばれるのにふさわしい生活が本当に実現しているかと言えば、長い労働時間、高い物価水準、立ち遅れの見られる住宅・社会資本整備、生活環境の地域差など、なお解決を必要とする分野が残されている。我が国の経済力を有効に活用して、一人一人がゆとりと公正さを実感できる真に豊かな生活を実現することが求められている。

同時に、物質的な消費などの面では豊かになった我が国は、諸外国に比べて見劣りのする生活分野の是正を図りつつ、地球環境等と調和のとれた簡素な、新しいライフスタイルを確立することが求められている。

これらの課題に答えていくことは、国際的にも調和がとれ、地球社会の繁栄・安定にも寄与する、地球社会と共存する社会を築くことにもつながる。

また、国民の生活は多面的であり、一人一人で価値観が異なるから、何が豊かな生活であるのかを一律に定義することはできない。したがって、重要なことは、個々に等しく機会が与えられ、各々の価値観に基づき、また、自らの責任と社会の一員としての自覚の下で、多様な人生設計ができる社会を築き上げることである。その際、他人に対する思いやりや自らの選択により積極的に社会や世界に貢献することによって得られる充実感など、精神的な豊かさも重視されなくてはならない。

以上のことから、国民一人一人が豊かさとゆとりを日々の生活の中で実感でき、多様な価値観を実現するための機会が等しく与えられ、美しい生活環境の下で簡素なライフスタイルが確立された社会としての「生活大国」を今後目指すこととする。

2. 「生活大国」への変革のための視点と国民生活の目標

生活大国の実現のためには、完全雇用の達成と物価の安定を前提としつつ、国民経済の目標が、より直接的に生活の質の向上に向けられるよう、成長の在り方やその成果の活用に対する考え方の転換を図っていく必要がある。

すなわち、経済政策や企業行動が単なる効率のみを優先するのではなく、社会的公

正にも十分配慮した視点へ、また生産者中心から生活者や消費者をより重視する視点へと転換していかなくてはならない。また、経済成長の成果の配分の際の、労働時間と自由時間の配分や、フローとストックのバランスを生活者に配慮したものとするなど様々なバランスが見直されなくてはならない。

この場合、我が国の経済力と豊かさに対する個人の実感との間にある乖離は、国民経済全体としての効率が必ずしも高くないことによる実質的な生計費の高さや資源配分のアンバランスにも原因があることから、低生産性部門の近代化など真の意味での効率性の追求、社会的ストックの重視など資源配分の見直しが必要である。

以上の考え方の転換を3つの視点でまとめてみると、第1の視点は、「個人の尊重」である。各人に選択の可能性が十分に与えられ、誰もが自らの価値観に基づき自由に選択し、自己実現を図ることができるようにすることが重要である。また、各人が自由に自己実現を図っていく上での基盤となる生活が、安全で安心できるものでなくてはならない。

第2の視点は、「生活者・消費者の重視」である。制度や仕組みを生活者・消費者の視点に立って見直すこと、いわゆる企業中心社会を見直すこと等を通じて、家庭や地域社会での個人生活の充実を図っていかなくてはならない。

第3の視点は、「質の高いストック形成」である。フローの所得だけでなく、住宅や生活環境などストック面の充実を図ることにより、生活の舞台となる生活空間を、全国のどの地域においても快適で魅力あるものにすることが必要である。

以上の3つの基本的視点から導き出される国民生活の目標は、

- i. 自由時間が拡大され時間的ゆとりがあるだけでなく、誰にでも公正に機会が与えられ、自己実現のための環境の整った「ゆとりと生きがいのある生活」
- ii. 高齢期を始め人生のどの段階においてもいざという時の不安がなく、また生活の安全が保たれた「安全で安心できる生活」
- iii. 職場、家庭、地域での生活のバランスがとれ、環境と調和した簡素な、また生活者の視点に立った消費生活が営める「新しいライフスタイル」
- iv. 住生活が充実し、快適な生活環境が形成された「美しく質の高い生活空間」

であり、実現される国民生活は「国際的に共感される生活」でなくてはならない。政府は、このような生活が実現されるよう諸環境を整備する役割と責任を持つものである。

以上の基本的な考え方にに基づき、計画期間（平成4年度から8年度までの5か年）において、以下の具体的施策を推進する。

II. 生活大国実現のための具体的施策

A ゆとりと生きがいのある生活の実現

1. 労働時間の短縮

(1) 施策の基本方向

労働時間の短縮は、労働者とその家庭にゆとりをもたらし、職業生活と家庭生活、地域生活の調和を図り、「生活大国」の実現にとって最重要課題の一つである。また、国際的にも調和のとれた競争条件を形成し、国際協調を図るためにも是非とも実現しなくてはならない課題である。

今後、労働力供給の伸びが鈍化する中で、労働時間の一層の短縮を図るためには、省力化・合理化の一層の推進による生産性の向上や産業構造調整の円滑化を図る必要がある。また、労働時間短縮の阻害要因となるような行き過ぎた多頻度小口配送、短期間のモデルチェンジ、24時間営業等の生産・流通システムについては、企業だけでなく消費者の意識変革をも含め社会全体のシステムの見直しが必要である。このように、労働時間の短縮は、企業、労働者、消費者一人一人の意識の変革を必要とする。

以上のような状況の下では、政府の積極的な取組が労働時間短縮の社会的気運を醸成する上でも極めて重要である。

このような認識の下、以下の施策により、計画期間中に年間総労働時間1800時間を達成することを目標とする。

(2) 具体的施策

① 制度的枠組みの整備

〔完全週休二日制の普及促進〕

完全週休二日制の普及を促進するため、労働基準法の改正により早期に週40時間労働制に移行するとともに、中小企業が行う省力化投資等への支援措置を積極的に推進し、実態として、計画期間中に大部分の業種において週40時間労働制を実現する。また、国家公務員の完全週休二日制と均衡をとりつつ地方公共団体においてもその早期導入に努める。

〔所定外労働の削減〕

所定外労働の削減を図るため、時間外・休日労働の法定割増賃金率の引上げにつ

いて具体的に検討する。また、時間外労働協定の適正化指針等の適正な活用を図る。

〔年次有給休暇の取得促進等〕

年次有給休暇の取得促進のため、四季折々にまとめて連続休暇を取得する慣行の確立など計画的付与制度の活用等により、その完全取得を目指す。また、病気休暇、リフレッシュ休暇等の多様な休暇制度の普及に努める。

② 環境条件の整備

〔労働時間管理の適正化〕

従来の一律な労働時間管理になじみにくい分野に対しては、フレックスタイム制の普及に努めるとともに、労働時間管理が困難な職種については裁量労働制の普及を図る。また、いわゆるサービス残業や持帰り残業などが発生しないよう、企業に対する指導を一層強化するなど労働時間管理の適正化に努める。

〔阻害要因の解消〕

労働時間短縮の阻害要因の一つとして、企業間の横並び意識等があることから、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の円滑な施行により、業種ごとの取組を促進する。また、適正な納期設定など労働時間短縮に資する取引慣行の定着に向けた指導の強化を図る。

〔学校週五日制の段階的拡大〕

学校の週五日制は、ゆとりある国民生活を実現する上で大きな意味を持つことから、平成4年（1992年）9月から実施される月1回の週五日制の定着を図るとともに、その過程において生じる課題に対応しつつ、国民の合意を形成し、段階的な拡大を図る。

2. 自由時間のための環境整備

(1) 施策の基本方向

自由時間は、個人が自己実現を図っていくための基盤である。労働時間の短縮、生涯を通じた時間配分の見直しにより、年齢間等でバランスのとれた自由時間の拡充が求められる。

国民は、自由時間を休息に充てるだけでなく、学習・文化活動やスポーツ、観光、レクリエーション等の余暇活動、さらに、後述する地域でのボランティア活動やコミュニティ活動など様々な活動に振り向けている。各人がこれをどのように活用するかは、

個人の多様な価値観に基づく選択に委ねられるべきものである。公的部門は、各人が自由な選択をしやすくするための環境整備の役割を果たす。

(2) 豊かな学習・文化環境の形成

① 生涯にわたる学習の環境づくり

〔生涯学習の条件整備〕

生涯の各時期における高度で多様な学習需要の増大に対応した学習機会の提供を始め、生涯にわたって充実した学習ができる条件を整備する。この一環として、地域住民の生涯学習活動を支援するため、ミーティング室、更衣室等を備えた体育館開放用クラブハウスなどが一定量整備されている公立学校数の割合を、計画期間中に50%程度（1991年度約31%）に引き上げることを目指して、学校施設の多機能化を図る。

学校、特に高等教育機関の生涯学習機関としての機能を充実・強化し、地域住民や社会人に対する多様な学習機会を提供する。また、放送大学の学習機会の拡充、専修学校の質的充実・向上を図る。

学習者や学習を希望する者の相談に応じ、適切な助言や指導ができる人材の育成・確保や生涯学習に関する情報提供・相談体制の拡充整備を図る。

〔生涯学習成果の評価システムの整備〕

学習成果を評価し、それを社会の中で活用したいという要請に応えるため、一定水準以上の学習成果を学校の単位として認定する仕組みの拡充等生涯にわたる学習成果の評価に関する仕組みの整備・活用を図る。あわせて、学習成果を広く社会で活用する方途を検討する。

② 芸術文化の環境整備

人々が広く芸術文化に親しみ、創造的文化的活動を行うことができる環境を整備する。

このため、芸術鑑賞機会及び芸術文化活動への参加機会の拡充を図るとともに、文化事業の企画等に携わる人材の養成や文化に関する情報の整備を図る。また、地域の芸術文化団体の活動や企業の文化支援活動を促進する基盤づくりを図る。

さらに、地域の歴史や伝統を身近に感じることのできる機会を拡大するため、人々に親しめる形での史跡の整備や地域の伝統芸能の保存振興等を図る。